

盛土をめぐる現状

- 静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生
→ **甚大な人的・物的被害**（令和3年7月）
- 盛土の総点検において、**全国で約3.6万箇所を目視等により点検**（令和4年3月）



R3.7 静岡県熱海市



H21.7 広島県東広島市



R3.6 千葉県多古町

死者・行方不明者27名、家屋被害128棟

廃棄された土石の崩落
死者1名、重傷者1名、
家屋被害1棟

廃棄された土石の崩落
軽傷者1名、県道通行止め

盛土による災害の防止に関する検討会 提言（令和3年12月24日） <抜粋>

危険な盛土等の発生を防止するための仕組み

【基本的考え方】

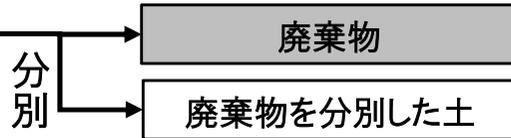
- 危険な盛土造成等を規制するための全国一律のルール（新たな法制度）を創設し、規制を強化していくべき。
- 新たな法制度の創設と併せ、建設現場から搬出される土についても搬出先の適正を確保するための方策を講じることが重要。
- 発注者側における取組については、まずは国が率先して取り組むことはもとより、**地方公共団体や民間発注者についても、これまで以上に積極的な役割を果たすことが求められる。**

指定利用等の徹底による搬出先の明確化等

- 建設発生土について、**全ての公共工事発注者に指定利用等※の原則実施**を要請
※工事の発注段階で搬出先を指定する等
- 発注者に対し、**契約締結時における適切な処理費用負担**や、予期せぬ費用増が生じた場合には**追加負担について受注者と適切に協議**することを要請
- 継続的に大規模な建設工事を発注している民間発注者**については、**指定利用等の実施**や、それが困難な場合でも**元請業者により適正処理が行われることを確認**するよう求める

建設工事から発生する土の搬出先の明確化等

建設工事から発生する土



…廃掃法に基づき適正に処理

資源有効利用促進法※に基づき再生資源として利用



※写真はイメージ

※資源有効利用促進法は、使用済物品や副産物（建設発生土も対象）の発生抑制及び再生資源等の利用促進に関して所要の措置を講じるもの。

指定利用等の徹底

- **全ての公共工事発注者**に**指定利用等の原則実施**を要請 ⇒ **処分費の積算への計上**を徹底
- **継続的に大規模な建設工事を発注している民間工事発注者**には、**指定利用等の実施**や、それが困難な場合でも**元請業者により適正処理が行われることを確認**するよう求める

【指定利用等の取組状況】

国	: 99%
都道府県	: 88%
政令市	: 77%
市区町村(政令市除く)	: 69%

建設発生土の計画制度の強化

【現行制度】

資源有効利用促進法により元請業者に対し、搬出先(他の工事現場、残土処分場等)等を記載した再生資源利用促進計画書の作成・保存を義務付け

- 搬出先の**新たな法制度の許可の事前確認**及び搬出後の**土砂受領書等の確認**を義務化
- 計画書の作成**対象工事の拡大**（現行：土砂1,000m³の引下げ）、**保存期間の延長**（現行：1年）、**発注者への報告と建設現場への掲示**を義務化

※ 併せて、事業所等への立入検査等の対象事業者を拡大し、チェック機能を強化

【再生資源利用促進計画書】 (イメージ)

計画書	
請負会社	: ●●株式会社
工事所在地	: ●●市●●町●●
建設発生土	: ●●●● m ³
搬出先	: ●●工事 ●●● m ³
	: ●●処分場 ●●● m ³



新たな法制度等

- 厳格な**盛土許可制**
- 不法盛土の**監視強化**（許可地一覧の公表・現地掲示）
- 盛土許可違反の**建設業者やトラック運送事業者等への処分**

公布：令和4年9月2日
施行：令和5年1月1日

資源有効利用促進法について

- 建設工事の受注者及び発注者は、再生資源を利用するよう努めるとともに、自らの工事で発生した建設副産物が再生資源として利用されるよう努めなければならない。
- 主務大臣は、再生資源の利用促進に関する判断の基準を定め、基準に照らして著しく取組が不十分な一定規模以上の事業者に対し、立入検査・勧告・命令を行うことが可能。

⇒主に民間工事における再生利用の促進・不適正処理防止の観点から、政省令を改正し、計画制度を強化。

◇計画制度・元請業者責任の強化【省令改正】

(1) 再生資源利用促進計画の作成対象工事の拡大等

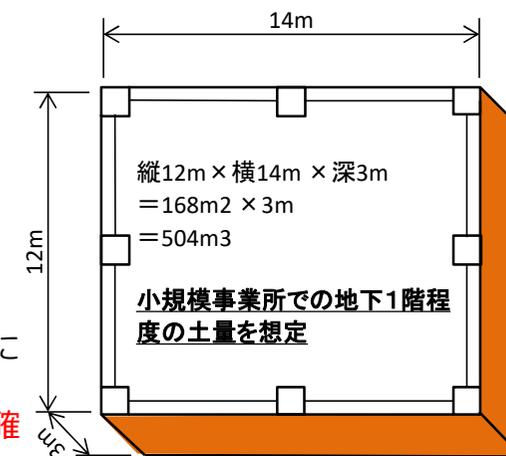
- ・ 計画作成の対象工事拡大（搬出土砂量1,000m³以上→500m³以上）
※地下階を含む小規模な建築工事（右図参照）も対象となるよう拡大
- ・ 計画の保存期間の延長（1年→5年）

(2) 元請業者責任の強化

- ・ 計画作成後の発注者への説明を義務付け
- ・ 発注者からの請求に応じて実施結果を報告
- ・ 計画の現場掲示、インターネット公表の努力義務

※盛土規制法の施行（令和5年春）に併せ、更なる改正を予定
（搬出先の盛土規制法の許可の事前確認・土砂受領書等の確認義務化等）

<小規模事業所（イメージ）>



◇勧告・命令の対象事業者の範囲の拡大【政令改正】

- ・ 地下階を含む小規模な建築工事を複数行うような事業者も勧告・命令の対象となるよう、その基準を年間完工高50億円以上→25億円以上に引き下げ。

※地下1階を含む建築工事の平均施工金額 約12.5億円×年間2件程度

公共工事標準請負契約約款<契約書>の改正

建設工事請負契約書

- 一 工事名
- 二 工事場所
- 三 工期 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日
- 四 工事を施工しない日
工事を施工しない時間帯
[注] 工事を施工しない日又は時間帯を定めない場合は削除。
- 五 請負代金額
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)
- 六 契約保証金
[注] 第四条(B)を使用する場合には、「免除」と記入する。
- 七 調停人
[注] 調停人を活用することが望ましいが、発注者及び受注者が調停人をあらかじめ定めない場合は削除。

(九 解体工事に要する費用等)

[注] この工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第百四号)第九条第一項に規定する対象建設工事の場合は、(1)解体工事に要する費用、(2)再資源化等に要する費用、(3)分別解体等の方法、(4)再資源化等をする施設の名称及び所在地についてそれぞれ記入する。

(十 住宅建設瑕疵担保責任保険)

[注] 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第六十六号)第二条第五項※に規定する特定住宅瑕疵担保責任を履行するため、住宅建設瑕疵担保責任保険に加入する場合は、(1)保険法人の名称、(2)保険金額、(3)保険期間についてそれぞれ記入する。なお、住宅建設瑕疵担保保証金の供託を行う場合は、受注者は、供託所の所在地及び名称、共同請負の場合のそれぞれの建設瑕疵負担割合を記載した書面を発注者に交付し、説明しなければならない。

※最新の条項に修正

【赤字部分】

令和4年6月21日 中建審勧告・施行

【青字部分】

令和4年9月2日 中建審勧告
令和5年1月1日 施行

(八 建設発生土の搬出先等)

[注] この工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、「建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり」と記入し、仕様書に建設発生土の搬出先の名称及び所在地を定める。

なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならない。工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。

民間建設工事標準請負契約約款(甲) <契約書>の改正

建設工事請負契約書

- 一、工事名
- 二、工事場所
- 三、工期
- | | | | | |
|----|----|---|---|---|
| 着手 | 令和 | 年 | 月 | 日 |
| 完成 | 令和 | 年 | 月 | 日 |
| 引渡 | 令和 | 年 | 月 | 日 |
- 四、工事を施工しない日
工事を施工しない時間帯
〔注〕工事を施工しない日又は時間帯を定めない場合は削除。
- 五、請負代金額
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額)
〔注〕()の部分は、受注者が課税業者である場合に使用する。
- 六、支払方法 発注者は請負代金を次のように受注者に支払う。
この契約成立のとき
部分払(〇月ごとに出来高に相当する額(ただし、既支払額を控除する。))
支払請求締切日
完成引渡のとき
〔注〕〇の部分には、たとえば、二、三等と記入する。
- 七、調停人
〔注〕発注者及び受注者が調停人を定めない場合には、削除する。
- 八、その他
〔注〕特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第六十六号) 第二条第五項に規定する特定住宅瑕疵担保責任の履行を確保するため、同条第六項に規定する住宅建設瑕疵担保責任保険契約を締結する場合には、(1)保険法人の名称、(2)保険金額、(3)保険期間をそれぞれ記入する。なお、住宅建設瑕疵担保保証金の供託を行う場合は、受注者は、供託所の所在地及び名称、共同請負の場合のそれぞれの建設瑕疵負担割合を記載した書面を発注者に交付し、説明しなければならない。その他建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十九条第一項第十三号に掲げる事項があるときは、その内容を記入する。
この工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第百四号)第九条第一項に規定する対象建設工事の場合は、(1)解体工事に要する費用、(2)再資源化等に要する費用、(3)分別解体等の方法、(4)再資源化等をする施設の名称及び所在地についてそれぞれ記入する。
部分使用の有無、部分引渡しの有無、仲裁合意の有無について、必要に応じて記入する。

【赤字部分】

令和4年6月21日 中建審勧告・施行

【青字部分】

令和4年9月2日 中建審勧告
令和5年1月1日 施行

この工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、「建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり」と記入し、仕様書に建設発生土の搬出先の名称及び所在地を定めることが望ましい。

建設発生土の搬出先の名称及び所在地を定めることが困難な場合にも、発注者は、受注者により建設発生土の適正処理が行われることを確認することが求められる。

なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならない。工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。

公共工事標準請負契約約款<第48条>の改正【イメージ】

国土交通省
令和4年6月21日
中建審勧告・施行

